

ドイツ人女性兵士は存在しなかったのか

—国防軍における女性補助員の実態—

桑原 ヒサ子

はじめに

アドルフ・ヒトラーは1935年の「自由の党大会」において、国民社会主義が他の世界観と比較して女性評価において劣るのではないかという意見に反論して、ドイツ人女性に向かって次のように語った。

今日のマルクス主義国家で女性大隊が配備されるようなことがあれば、「そんなことは我が国では絶対にありえない」と言うほかない。男性が果たし、男性が責任をもつ事柄というものがある。戦争が起こり、たった一人でも女性が前線に赴かなければならないことがあれば、私はドイツ人男性であることを恥じるだろう。

女性には女性自身の戦場がある。国家のために産んだ子どもと共に、女性は国家のために闘う。男性は国家を支え、女性は家庭を支えるのである。女性の同権とは、自然が女性に与えた生活領域において、女性に権利のある尊敬を受けることである。(…)

我が国の敵は「あなたたちは、子どもを産む以外、いかなる仕事も女性に与えないことで、女性を貶めようとしている」と言うが、母親になることは女性を貶めることなどではなく、それどころか最高の価値である。一つの民族の息子たちと娘たちの母であることよりほかに、女性にとって気高い行為はないのである。⁽¹⁾

ヒトラーが政権を掌握すると、女性は公職から追われ、家庭に戻される政策が取られた。女性は、ここで称揚されているように、家庭にあって（将来の戦士となる）子どもを産み・育てる母性に特化され、そのことによって初めて、民族共同体を構成する男性と平等の同志とみなされた。ナチ・イデオロギーにおいては、「男性の世界」と「女性の世界」は完全に分離して存在した。女性が家庭を守る一方で、男性は祖国を守る役割を負った。したがって「男の聖域」である戦争に女性を駆り出すことは、ナチスのつくり出すジェンダー秩序を崩壊させることに他ならなかったから、ヒトラーはこのスピーチで、ボルシェヴィズム国家が男女平等を理由に女性兵士を召集しようとも、ドイツにおいては「絶対にありえない」と断言するのである。

一方、「良妻賢母」はナチ女性自らが求めた公的信条でもあった。だからといって、家

に閉じこもる気もなかった。彼女たちは、ナチ指導部の女性イデオロギーを背景に莫大な資金を獲得して、女性組織によるさまざまな福祉事業を展開し、講習会を開催して、母性保護や主婦の専門化を実践していった。その結果、戦前に張り巡らされた巨大な女性組織のネットワークは、戦争勃発後直ちに銃後を支える組織に姿を変えていった。

女性の戦時活動を分類する時、最後まで堅持されたナチスのイデオロギーから、ドイツは日本とイタリアとともに、女性が軍隊には入らずに国内における後方支援活動に従事したとして「分離型」に入れられる。一方、連合国の多くは女性も軍隊に参入させたとして「統合型」⁽²⁾に分けられるのが一般的である。「統合型」でも、女性が戦闘に参加したソ連や中国（共産軍）と、戦闘部署には就かなかったイギリスやアメリカの違いはあった。

ところが、ここ数年、女性表象をテーマに官製女性雑誌『ナチ女性展望』（1932年7月1日号～1944/45年号）の分析を進めるうちに、制服姿の若い女性が真剣に電話交換業務を果たす写真や制服の女性が高射砲部隊で訓練を受ける写真を目にすることになった。「分離型」のはずが、これはいったいどうしたことなのだろうか。少し文献にあたってみると、1945年初めには50万人も国防軍に女性補助員がいたという。⁽³⁾

女性を軍隊に参入させる「統合型」の草分けはイギリスである。⁽⁴⁾1854年に戦地に旅立ったフローレンス・ナイチンゲールはクリミア戦争で近代的軍隊にとって女性の動員がいかに価値あるものかを証明したし、1899年～1902年のブーア戦争では、衛生部隊の女性によるトラック運転活動が根を下ろした。第一次世界大戦では、イギリス海軍は世界で初めて女性補助員を採用したし、同時期、空軍でも航空機技師や機械工として女性は活躍していた。第二次世界大戦では、開戦前から軍隊のために女性補助隊を組織し、戦争勃発時には2万人の女性の動員準備が整っていた。1941年12月に義務兵役法第2条 National Service Act No.2によって女性の強制奉仕義務が導入され、軍隊あるいは軍需産業で勤務する選択を迫られた。軍隊内で勤務する女性数は、1943年中頃までに、およそ50万人に増加したというから、ドイツの国防軍補助員数は、「統合型」のイギリスにほぼ匹敵することになる。

イギリス人女性は軍隊内で戦闘員の役割を果たしている。陸軍では半数が女性で構成された対空砲兵中隊があり、そこで火砲操作を除くすべての役割を引き受けた。空軍では、無線やレーダーの操作、さらに多数あった航空妨害を目的としたバルーン部隊は例外なく女性から構成されていた。しかし、こうした勤務内容は、ドイツの国防軍における女性補助員の活動とどれだけの差があったのだろうか。

国防軍における女性補助員の規模や勤務内容を知ると、ドイツは「分離型」であるという定説に疑問を感じざるをえない。日本国内だけでなくドイツですら、当時の「女性兵士」の問題に強い関心を持っていない限り、50万人の国防軍女性補助員の存在は知られてい

ない。なぜ、これほどまでに彼女たちは忘却の淵に沈んでしまったのだろうか。

歴史は一般的に政治制度や政治文化、戦争や軍隊、階級や労働など「男性の世界」を記述してきた。軍事史は戦術や戦略、実戦とその戦果に関心をもつのが普通である。傑出した指揮官は別として、兵士個人について記述されることは稀であるから、ましてや「男性の聖域」に期待されない、それも「補助的な」、つまり役に立たないと考えられた、わずかな数の女性の存在に関心が払われることはありえなかった。女性の戦時活動で注目されたのは、数量的に圧倒的であった「銃後」であった。総力戦となった第一次世界大戦以降、銃後の効果的活用こそが戦果を左右することになり、その分析は欠かすことができなかつたからである。

それでは女性史の立場はどうであつただろうか。戦後（西）ドイツの女性史は60年代末の「新しい女性運動」に始まり、国民社会主義の女性研究については、70年代に左翼も右翼も「女性たちはヒトラーに権力を与えた」というテーゼを掲げている。80年代の興隆期には、先行研究が女性を家父長制の犠牲者としてしか見ようとしなかつた点について、さらには、迫害を受けていない女性を政治的に重要な行為の主体者とするのではなく、ナチスの政治やイデオロギーの被害者として扱っている点に強い批判が出され、「犠牲者か犯罪者か」の議論が再熱した。80年代末から90年代初めまでに、女性は「加担者」であるという捉え方が定着するが、依然アリス・シュヴァルツァーのように犠牲者テーゼに固執する考えやマルタ・マモツァイのように「加担者」という表現では弱すぎるという立場が衝突した。しかし、多くの女性研究者は「犠牲者・犯罪者」の議論から離れ、90年代には人口政策、家族政策、社会政策、青少年政策などナチスの女性政策にかかわる具体的な研究が始まった。このように、「犠牲者か加担者か、それとも犯罪者か」の議論の対象とされたのは、専ら銃後を守つた女性たちで、女性史においても軍務に就いた女性たちが注目されることはなかつたのである。

本論の目的は、圧倒的なナチのイデオロギーの影に覆われ、歴史記述からこぼれ落ちた国防軍における女性補助員の存在を掘り起こし、その実態を紹介することにある。すでに1990年にノルベルト・ヴェステンリーダーはナチ時代の女性の日常生活について網羅的研究成果を刊行⁽⁵⁾し、その中の一章を「軍務に就いた女性たち」に割いている。今世紀に入って、ようやくこのテーマについての論文⁽⁶⁾も発表され始める。しかし、そのいずれもが1969年と1978年に出版された史料編纂的著作であるウルズラ・フォン・ゲルスドルフの『女性の戦時活動 1913年～1945年』とフランツ・ザイドラーの『軍隊に属した女性たち 女性酒保・女性補助員・女性兵士』に依拠している。⁽⁷⁾ ここでも両者の研究を主要資料とする。まず、総力戦となった第一次世界大戦まで遡って女性と軍隊の関係を把握し、次に軍隊への女性動員に関わるナチ時代の法的背景をまとめる。そして、第二次世

界大戦勃発によって女性補助員の需要が高まる中で、リクルートと勤務内容の拡大がいかにナチ・イデオロギーとの緊張関係の中で進められたかを跡づけ、戦争末期に国防軍女性補助員が被った悲劇をたどる。

I 第一次世界大戦から第二次世界大戦勃発まで

(1) 第一次世界大戦

ドイツ女性団体連合会長ゲルトルート・ボイマーは、かねてより女性の参政権を獲得するためには、まず国家に対する女性の貢献度を示す必要があると考えていた。戦争はその意味で大きなチャンスと受け止められた。彼女は1914年7月31日に「全国女性奉仕団」を誕生させ、8月1日にはプロイセン内務省の協議会に参加して、赤十字以外の社会的救援活動を組織する許可を得ている。活動内容は、平等な食料配給のための協働、扶養者が戦地に動員されているか戦争により失業した家族の支援、男性が占めていた職場への女性の配置、妊婦および乳児保護、青少年の世話、失業者や難民の住居斡旋などであった。

「女の居場所は家庭」という従来考え方は、未だに多くの女性グループにこうした奉仕活動への参画を躊躇させていたが、特徴的だったのは、「祖国に奉仕する」、「国民としての責任を果たす」、「真に偉大なことに」力を尽くすといったスローガンに鼓舞され、「全国女性奉仕団」では中産階級の女性も労働者階級の女性もともに肩を並べて活動したことだった。

1916年春と夏のヴェルダンとソンムの大規模な物量戦は、戦争遂行に重大な負担をもたらした。これが女性の戦時活動にとっても転換点になる。両性の労働義務を求めたヒンデンブルクとルーデンドルフの補助勤務法案は、帝国議会での論争により、最終的には労働奉仕義務があるのは、17歳から60歳までの兵役義務のない男性全員となり、女性はこの法律の適用を受けなかった。しかし、1916年11月末、ドイツ女性団体連合は「ドイツ人女性は、女性に対する労働義務に同意する用意があり、補助勤務法から締め出されたとしても、自発的に自分たちの義務を果たすだろう」と決議書の中で宣言した。⁽⁸⁾

1917年春、軍参謀本部は後方兵站基地の兵士を女性と交替させる計画を立案する。これには必要数以上の応募があり、戦時庁女性担当課はたやすく動員数を確保した。動機の多くは、祖国に貢献したいという真面目なものであったが、国外での労働条件の良さ、戦争を間近で体験したいというものもあった。一方、受け入れ側では、採用方法、報酬、宿舍、懲罰などの統一的規定を最後まで作成することができず、制服着用についてはその是非についての議論の末、実現せず、腕章を着けるに留まった。

女性補助員の勤務内容は、事務仕事、電話交換業務のほか、輜重輸送から軍馬の移送まで多岐にわたり、上級司令部の多くは女性なしには任務を遂行できなかった。また、前線

ではないにせよ、軍事作戦行動において勤務した女性も少数ながらおり、敵機の攻撃に晒され、退却の際に犠牲になった者も多くいた。

このほか、軍隊のために道路を建設し、塹壕や弾薬防空壕を掘る女性土木労働者もいた。彼女たちは山岳地で働き、爆破方法を習い、石を切り出し、コンクリート用の砂利を運び、鉄条網を張り、飛行場を整地した。こうした女性労働者には福祉担当の女性と共に、教育を受けた女性たちが配置された。軍需工場の女性労働者たちに混じる女子大生の役目と同様、彼女たちは女性肉体労働者たちと戦時の運命を共有し、女性土木労働者たちにかに名誉ある仕事をしているのか啓蒙する役割を担った。

1918年6月に軍の最高指導部は、前線に兵士を送る必要に迫られ、1919年1月1日までに10万人の兵士を女性と交代させる決定を下した。兵站女性補助員の好印象もあり、さらに高度な通信連絡組織への女性動員に踏み切る。1918年7月27日に女性通信兵団組織に関わる戦時庁の布告があった。兵団には教育を受けた若い女性が求められ、電話、電信、無線電信業務で12か月間勤務することになっていた。こうしてドイツ人女性は初めて軍人の身分を得ることになったが、1918年11月の終戦によって、女性通信兵団は計画のままに終わった。

(2)大戦間

しかし、敗戦後も小規模ながら女性通信員の養成は続けられ、短期間であったが実際に動員もされた。ケーニヒスベルク第一軍団代理総司令部の提案で、戦時庁は1919年2月9日、東プロイセン志願兵団の女性通信部門の組織化に同意した。講習は5月1日に120人の志願者で始まり、まもなく400人に増加した。通信部門の女性たちにも軍法が適用された。彼女たちは、さまざまな階層の出身者たちだったが、採用に当たっては、戦死した兵士の未亡人、就労せざるをえない女性たちが優先された。講習後、女性たちはケーニヒスベルク、第一軍団の複数の駐屯地およびドイツ軍に占領されたバルト三国の女性通信部門に動員された。1920年秋、国防軍司令部再編成の際に、この部門は完全に解散させられた。

戦後の帝国国防軍の規模については、ヴェルサイユ条約によって帝国陸軍兵士数は10万人に限定された。そのため、明らかに軍事的性格を持たず、必ずしも兵士によって担われる必要のない任務は全て、ヴェルサイユ条約で決められた軍事力に算入されない民間人に任されることになった。このため、事務職員と労働者として雇われる国防軍の数多くの民間人に対する就労条件も整備されることになった。その際、女性たちは記録や書類管理、一般事務や電話交換の仕事に携わる事務職として考慮の対象となった。このことによって、女性の失業問題も解消することができたからである。移動を伴う部隊や下級司令部では、

女性が既婚であったり、家庭になくなくてはならない存在である場合が多かったため、事務職も専ら男性だった。労働者として女性は、料理補助や掃除婦、針仕事に従事した。そのほか、志願して帝国国防軍の秘密航空監視司令部で航空通信補助員として厳格な守秘義務の下で勤務した女性たちも存在した。⁽⁹⁾

II 女性の軍事動員までの法的背景

ここでは、女性が国防軍に動員されるまでの主要な法的背景と重要な決定をたどる。

女性の労働奉仕義務に関わる法律上の決定的基礎となったのは、1935年5月21日に公布された国防法 Wehrgesetz である。そこには、「戦時には兵役義務のみならず、すべてのドイツ人男性と女性には祖国に対する奉仕義務がある」と明記されている。しかし、施行規則はこの時点ではまだ定められていなかった。

1935年6月2日に新防空法 Luftschutzgesetz が布告され、男女両性に防空活動に就かせる権限が航空大臣に与えられた。これにより、第二次世界大戦中に見張りや補助員として50万人以上の女性が防空活動に就くことになった。

同年6月29日に全国労働奉仕法 Reichsarbeitsdienstgesetz が成立する。戦時奉仕義務を具体的に実行するためであった。この法律は、「ドイツ民族への名誉奉仕」として17歳の両性の青年に対する奉仕義務を決定した。法の発効後に男子がただちに全国労働奉仕団 (RAD=Reichsarbeitsdienst) に動員されたのに対し、女子は1939年まで志願制だった。いわゆる女子労働奉仕団員 Arbeitsmaiden の数はしたがって、4万人と少なかった。大学での勉学を希望するアビトゥーア合格者には、「手仕事の幸せ」を知る目的で大学入学前に6か月間の労働奉仕義務が課された。女子労働奉仕団員の大部分が彼女たちだった。「あなたの居るところ、太陽は輝く」をモットーに入植家族、農村女性、子だくさんの母親を支援する活動を行った。

1938年10月15日の緊急奉仕令 Notdienstverordnung によって、国防法に定められた戦時奉仕義務の実行が可能になった。この法律は、「公的非常事態を克服する」ために人員を召集することを定めていた。奉仕期間は長期（3日以上）と短期（3日以下）があった。召集する権限は、労働動員庁の役所、すなわち、すべての警察署、市長および郡長職に分かれていた。1939年9月15日の初めての実施通達は、15歳以下の2人以上の子どもを自ら養育している場合、妊娠6か月以上あるいは労働能力がそもそも備わっていない場合を除いて、15歳から70歳までの両性すべてのドイツ人に緊急奉仕義務を課した。免除されたのは、医学関係および戦争上重要な工場の従業員だけだった。緊急奉仕義務を逃れた者は、拘留または罰金刑（平均月収より多い150マルク）が科された。

1939年9月4日の「女子青年に対する全国労働義務遂行令」Verordnung für die

Durchführung der Reichsarbeitspflicht für die weibliche Jugend により、17 歳～25 歳のフルタイムで就業していないか、学業中あるいは職業訓練中でないか、あるいは農業の手伝いをする家族の一員でない全ての女子青年と女性にとって労働奉仕は義務となった。開戦後の最初の二年間はまだ、農村や農園、家事の手伝い、子どもの世話、高齢者や病人の介護に動員されていた。1940 年 4 月 1 日に実施に移されると、ようやく女子労働青年団員数は 10 万人に達し、全部で 2,035 のキャンプに配置された。団員の 90% は農村労働に動員された。一日の労働時間は 13 時間で、7 時間の戸外での労働と室内労働のほか、スポーツ、政治の授業、歌が含まれていた。友情を育むキャンプ共同体は最良の教育的手段であり、労働そのものが最強の教育的力と考えられたのである。男子青年が森林や耕地での大規模な公益事業に取り組んだのに対し、女子青年は女性性に則した仕事に携わった。すなわち、作業を通して料理、洗濯、アイロン掛け、裁縫、菜園、小動物の飼育などの訓練を受けた。

1941 年 6 月 29 日の「全国女子労働奉仕団の追加的戦時動員に関する布告」Erlaß über den weiteren Kriegseinsatz des Reichsarbeitsdienstes für die weibliche Jugend により、これまで 6 か月だった奉仕活動期間は半年延長され、12 か月となった。そして後半の 6 か月は、女子労働奉仕団員を戦時補助活動に動員することが可能になり、彼女たちは国内の官公庁、特に国防軍の事務所や病院、その他の社会施設へと活動の場を広げていった。独ソ戦開戦により、前線に送る兵士と交代させるため、1941 年 10 月 1 日までに女性の動員数は 10 万から 13 万人に引き上げられ、さらに 15 万人に増員する準備がされた時期だった。1941 年 10 月から 1942 年 3 月の初めての戦時補助活動に全部で 47,000 人の女子労働奉仕団員が参加した。その内、61% が国防軍の兵士に代わって事務仕事や情報通信の仕事に携わった。35% が病院やナチ国民福祉事業団において、あるいは子どもの疎開で活動し、4% は家事援助を行った。⁽¹⁰⁾

国防軍への女性動員が強化されるに伴い、1942 年 6 月 22 日、国防軍最高司令部は特別指導要綱をまとめた。配置先はこの時点ではまだ事務職、通信・航空監視業務であった。

1943 年 1 月 13 日の総統命令は、スターリングラードの敗戦を受けて、初めて公に総力戦を宣言し、「国土防衛の課題のために男女の包括的動員」を要請した。1943 年 1 月 27 日の遂行命令では、16～65 歳のすべての男性、17～45 歳のすべての女性は当該の職安に労働動員を申し出なければならなかった。例外は、妊婦か就学前の子どもが一人、あるいは 14 歳以下の子どもが二人以上いる母親のみであった。女性の年齢上限は翌年の 7 月 29 日に 50 歳に引き上げられた。

1943 年 7 月 17 日、ヒトラーは将来、女性が直接火砲任務に当たるべきであると決断した。これによって、空軍の高射砲部隊で、高射砲女性補助員は照準算定機、投光機、航空妨害

業務に従事することになり、1943年下半期には数千人の高射砲兵が女性補助員と交代した。

1941年6月29日に全国女子労働奉仕団の奉仕義務期間が半年延長され12か月となったが、1944年4月、大統領命令により、さらに18か月に延長された。同年11月には無期限となり、兵士と全く同じ労働奉仕義務となった。

1944年11月29日の「戦時総動員遂行の第二命令」die Zweite Anordnung zur Durchführung des totalen Kriegseinsatzesにより、1945年2月1日までに「国防軍女性補助兵団」の編成が決定された。⁽¹¹⁾ さまざまな女性補助員グループがまとめられ、目的に応じて最後の一人まで効率的に動員することが意図された。

1945年3月23日、国防軍最高司令部は大統領の決定に基づいて、高射砲部隊に配属された場合、志願で動員された場合、祖国の戦闘地で軍務に就く場合など、女性に拳銃や携帯火器の使用を許可する例外を発表した。

Ⅲ ジェンダー秩序と軍隊へのリクルート

第二次世界大戦が勃発した当初、国防軍で働く一般女性従業員はすでに16万人おり、ナチスの女性イデオロギーと一致する仕事に就いていた。すなわち、一般事務職、記録係、電話交換手として、あるいは料理人、掃除婦、裁縫係として働いていた。開戦とその後の戦況の変化によって、雇用関係だけでは人的不足を補いきれず、奉仕義務者の動員が必要となり、勤務内容も次第に国民社会主義が理想としたジェンダー秩序を揺るがす範囲へと拡大していった。ここでは、ジェンダー秩序との緊張関係に焦点を当てながら、国防軍への女性と女子青年のリクルートがどう進められていったのかを四つの段階に分けてまとめる。⁽¹²⁾

(1) 1939年～40年の電撃戦作戦の成功で、ヨーロッパの半分まで占領地域が広がる時期

1940年夏にポーランド、デンマーク、ノルウェー、オランダ、ベルギーの占領地域で軍事管理機構の設置が必要になると、人手不足から女性の軍事的取り込みが進められた。しかし、ドイツには「女性兵士」は存在しないという見せかけを保つために、公の求人は行われなかった。

特に大きな需要があったのは占領任務を遂行し、軍政を組織する陸軍だった。まず国内ですでに軍の職に就いていた女性を占領地へ移動させ、不足は職安から募った。1942年中頃には、フランスの占領地域の幕僚女性補助員の数は1,500人、ほかの占領地域ではその約2倍になっていた。大西洋から極圏までの陸軍の通信網の拡大で通信員の追加的雇用が高まると、陸軍は内務大臣の同意を得て、フランス侵攻後、ドイツ赤十字から何百人もの女性を借りた。負傷者が少なく仕事がなかった彼女たちは、養成し直されて、電話交換

手、テレタイピスト、無線通信士として動員された。

空軍は活動範囲の拡大によって、1942年春まで志願と、本国の空軍事務所に勤務していた民間人の移動によって必要な女性労働力を獲得した。陸軍とは異なり、空軍では敵機に対する航空警報システムの構築を理由に、国内でも空軍女性補助員を使っていた。その数は1941年末に34,600人に達した。国内に動員された空軍補助員の約四分の一は当該地の女性たちだった。たいていは子持ちの母たちだった。それゆえ別の地へ派遣することはできなかった。敵機の確認、観察、報告を行う航空通信業務や防空警戒業務には、当該地の警察が1939年2月13日の緊急奉仕義務遂行令に基づいて女性たちを配置するのが普通だったからである。空軍に動員された国内および占領地域の全ての女性補助員は、1941年3月10日から共通の組織である「空軍女性補助員団」に所属した。

海軍では、女性補助員に関する規定はすべて空軍に従った。1941年4月に海軍も、海軍の航空通信業務に動員された全ての女性補助員を包括する「海軍航空通信女性補助員団」を設立した。

(2) ロシア侵攻により損害が甚大だった1941/42年の冬以降

国防軍は初めて膨大な人的不足に苦しむことになった。軍首脳部は、国防軍の役所の通信士や事務室勤務の兵士を前線に送り、空いた職場を兵士2人に対して女性補助員3人の割合で埋めることを決定する。奉仕期間が半年延長された全国女子労働奉仕団の29,000人では充分でなかったため、緊急奉仕義務のある女性たちを職安から送ってもらわなければならなかった。しかし、志願女性が充分いたので、難なく約3万人の女性を獲得できた。全国労働奉仕団の女子戦時補助奉仕団員 *Kriegshilfsdienstmaiden* が国内に限って動員された一方で、占領地域では基本的に志願あるいは緊急奉仕義務の女性補助員が動員された。

(3) 1943年1月のスターリングラードの敗北後の時期

1943年上半期、司令部文書係の兵士のほとんどが前線動員され、3:4の割合で幕僚補助員⁽¹³⁾と交代した。事務兵、簿記係、各種担当官、通訳もほとんどが職場を去ったが、女性が交代できたのは事務仕事、通信業務(図1)、防空監視業務に限定されていたので、女性数は不十分だった。そこで、1943年7月17日にヒトラーは、国内の高射砲部門の照準算定機、投光機、航空妨害装置に女性を動員する命令を出した。要求された高射砲女性補助員は空軍女性補助員団、ナチ女性団 *NS-Frauenschaft*、それに全国女子労働奉仕団 *RADwJ* からリクルートされた。

空軍は軍内リクルートに努めた。女性が勤務する職場に次のような張り紙が掲示された。「空軍随員の皆さん! (…)

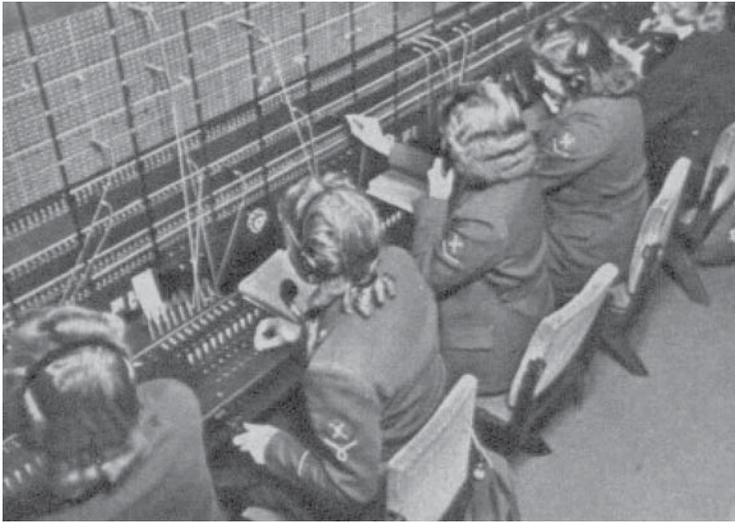


図1 「かつて、ここには兵士たちが座っていた。空軍の女性たちが彼らと交代したのだ。彼女たちの手が、確実に迅速な電話業務を果たす」
電話交換業務は「確実に迅速」に仕事ができる手を持つ女性に適した仕事として宣伝された。

あるいは兵器局あるいは弾薬施設に就労する人、全員に訴えます。高射砲補助員に自発的に応募して下さい！」この呼びかけの宣伝効果はわずかで、結局空軍は女性補助員の職場点検から1万人をかき集めた。ナチ女性団は、1943年8月24日に党官房から、40日以内に5,000人の女性を高射砲部隊に動員するよう命令された。ナチ女性イデオロギーとの抵触を恐

れて、新聞での宣伝は禁止されていたので、口頭プロパガンダの手段でナチ女性団とドイツ女性事業団 Deutsches Frauenwerk の団員から割当人数が集められた。

この時期から、全国女子労働奉仕団や女子戦時補助奉仕団の若い女性たちも対象となり始め、1943年下半年には防空業務に約45,000人の全国女子労働奉仕団員が航空通信部隊のレーダー装置を含む航空監視活動に投入された。軍の飛行場での戦闘機誘導業務に就いた者もわずかながらいた。1944年春から彼女たちは徐々に高射砲および投光部隊に移り、大砲や投光機使用の際に、測定器、無線機、聴音機を担当した。1944年3月には、全国女子労働奉仕団員からなる投光機砲兵中隊が350も存在した。操作を引き受けたのは、専ら全国女子労働奉仕団の自発的団員（「高射砲補助員Ⅰ」とランクされた）と国防軍への動員を義務づけられた全国女子労働奉仕団員（「高射砲補助員Ⅱ」）だった。自発的に任務に就いた団員は、大概が農村出身者だった。投光機砲兵中隊はそれぞれが一定の任務を持つ44人の女性補助員から構成されていた。高射砲部門の人的需要をカバーする主要な負担を担ったのは、終戦まで全国女子労働奉仕団だった。

(4) 1944年7月ヒトラーが空軍師団の編成による国防軍の強化を命じた時期

この時点までに、すでに30万人の女性が国防軍の仕事に就いていた。(図2) ヒトラーが空軍師団編成のために空軍から10万人の兵士を引き抜く命令を出したため、さらに15万人の女性と女子青年が兵士の職場に動員されることになった。対空部隊の女性割合を高

めることが求められた。

この動員計画には、軍需産業に従事している女性たちを引き渡すことを意味したため、軍需大臣シュペーアは難色を示した。全国労働奉仕団との交渉の結果、52,000人という低い数字が出た時も、拒否の態度は崩れなかった。軍需工場で働く女性たちに比べ、国防軍各部署の女性補助員の動員のされ方が不十分というのが理由だった。一方この時期、陸軍は占領地域における軍政の解散により、陸軍の多数の女性補助員が解雇されたが、国防軍各部署の縦割りの人的権限のため、空軍はその人材を利用することができなかった。

1944年11月末に空軍兵112,000人がさらに外され、再度15万人の女性が必要になった。その人数を掌握するため、ヒトラーは1944年11月29日に戦時総動員遂行の第二命令を布告した。これによって「余すところない合理的動員によって国防軍と軍需のための最高規模の人材を自由にする」ことができるはずだった。

ナチ指導部は、1944年中頃にはもはや「女性の軍事化」を隠し立てしなかった。その頃から国防軍女性補助兵団を組織する目的で女性の軍務計画が述べられており、11月にはヘルメットを被った全国女子労働奉仕団員が高射砲投光機の訓練をする様子が週間ニュース写真で公開された。11月30日、総統秘書マルティン・ボルマンは回状の中で、「プロパガンダでは、国防軍女性補助兵団における勤

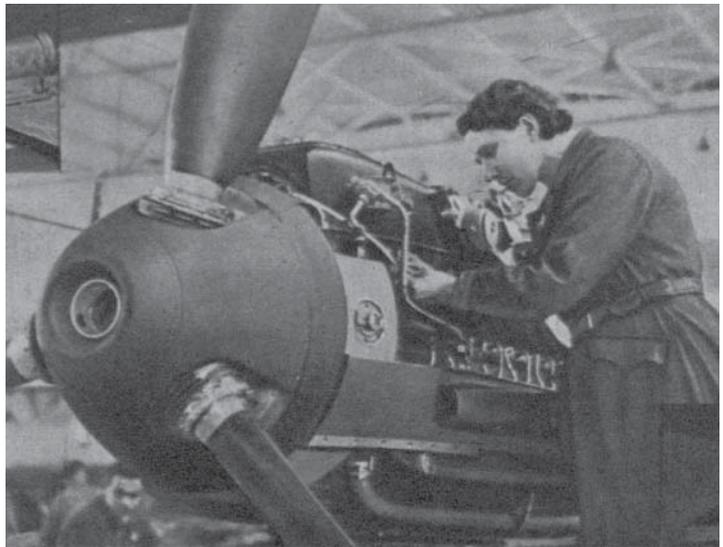


図2 「飛行機組み立てには、細やかな注意力、器用な手、そして几帳面さが要求される」

この時期、空軍の飛行場では飛行機整備工場女性補助員や航空技術女性補助員として22,000人の女性たちが働いていた。飛行機技師の50%、飛行機エンジン機械工の30%が女性と交代した。公には、技術も理解したドイツ人女性の勝利と宣伝され、このキャプションにあるように、飛行機の組み立てが女性に合った仕事であるかのように推奨された。

務が、国防軍内の女性の軍事的動員についてのこれまでの理解とは正反対に、戦時のドイツ人女性の特別な名誉職であることを明確にしなければならない⁽¹⁴⁾と指示した。

募集はナチ党の仕事だった。1944年12月4日、全国女性指導者ゲルトルート・シヨルトツ＝クリンクとドイツ女子青年団 Bund Deutscher Mädel の全国担当官 Dr. ユッタ・リューディガーはドイツ人女性に向けて次のように訴えた。

兵役に適したドイツ人男性がみな祖国のために尽くしている現在、私たち女性と女子青年は国内の兵士を残らず前線に動員できるよう全てを行いましょ。そのためには、すでに始まっている国防軍女性補助兵団への女性動員を近日中に完了させましょ。兵団では、18歳以上のすべての国防の意志のあるドイツ人女性が兵士に代わって、自分の適性に合わせて、この兵団に割り当てられた任務を果たすことができるのです。⁽¹⁵⁾

このプロパガンダは期待した反響を呼び起こすことはなかった。ナチ指導部によって長いこと宣伝され、世論で相変わらず支配的なジェンダー観からすれば、「国防の意志」とはあまりにも男性性に属するものだった。男性は「国防の意志」を持っていなければならず、国防によって故国を守らなければならなかった。戦時の女性の使命は銃後を守ることだった。それにもかかわらず、実際には軍事的防空のほとんどは女性によって行われた。彼女たちの防空勤務期間は1944年4月の総統命令により、12か月から18か月に延長され、11月には兵士と全く同様、無期限になっていた。戦時においては「女性の銃後」を守る「保護者」としての兵士というイメージは不条理となった。それゆえ、軍事的な女性動員に対する批判は、銃後で強まっていたと考えられる。

1944/45年の年越し頃には、空軍ではあらゆる需要を満たすに十分な数の国防軍女性補助員が存在した。1945年2月1日に国防軍女性補助兵団が設立された。ここには、補助員になることを志願した者、全国女子労働奉仕団員ないし女子戦時補助奉仕団員の女性たちが集められた。その目的は、50万人に膨れあがった国防軍内の女性補助員を効率的にコントロールし、給与、地位、制服、罰則規定など制度的統一を可能にするためだった。このほか、国防軍女性補助兵団に属さない8～10万人の労働奉仕団の女性たちがいた。

しかし、前線が後退するこの時期、動員地に派遣された国防軍女性補助員たちは、ほぼ例外なく到着するとすぐに退却の混乱に巻き込まれた。多数の国防軍女性補助員たちがかつての占領地域から雪崩のように戻ってきたにもかかわらず、本国では国防軍女性補助兵団の募集キャンペーンがフル回転だった。動員と解雇、要請と送還、制服の着脱が平行して進んだことは、戦争末期の不条理だった。

武器を携帯するドイツ人女性の養成は国民社会主義のイデオロギーに照らせば、本来ありえないことだった。武器の携帯は「男性の特権」だったからだ。武装するソ連の女性兵士は、「猟銃女」と軽蔑された。この考え方は1944年末まで揺るぎないものだった。1944年の夏頃から前線が徐々に本国に近づくにつれ、自発的に武器を手兵士と共に国境を防衛したいと申し出る女性が現れた。国防軍最高司令部にとってはほとんどないことだった。しかし、ボルマンは、女性に武器を携帯させる軍隊内動員に賛成だった。年が変わると、女性の武装化に断固反対だったヒトラー自身も、武器携帯禁止の例外に対して次第に柔軟

になっていった。1945年3月23日、国防軍最高司令部は次のような発表を行った。「総統は戦況の変化に鑑み、国防軍への女性と女子青年の動員を決定した。(…) 戦闘のための火器の使用は女性と女子青年には原則としてさせてはならない(例外：総統から許可されている高射砲部隊と、志願して配置された女性)。自己防衛および個々の場合に依じて携帯火器の携帯は必要とされ、歩兵用対戦車砲の装備も許可される。女性と女子青年が祖国の戦闘地域で軍務に就く限りにおいて、携帯火器の装備が許可される。」⁽¹⁶⁾

党機関紙「民族の監視者」Völkischer Beobachter もこの頃は歩兵用対戦車砲は「女性の武器」として推奨した。戦時週間ニュースも、ナチ女性団員が国民突撃隊員に歩兵用対戦車砲の訓練を受ける写真を公開した。

1945年2月末、ヒトラーは女性大隊の試験的設置に関する秘密命令を出した。⁽¹⁷⁾ しかし、戦争末期において実現はありえなかった。女性の武器携帯動員についても、結局は実現されず、志願して武器を握った個々のケースに留まった。

IV 国防軍の女性補助員の立場、勤務規則、待遇

これまで、ナチのジェンダー秩序との緊張関係の中で国防軍への女性のリクルートがどのように行われてきたかについて述べた。ここでは、女性補助員の立場、そして、具体的に勤務規則や待遇がどうであったのかをまとめてみよう。⁽¹⁸⁾

(1) 国防軍に勤務した女性たち

国防軍に勤務した女性たちには、①戦前からの民間従業員、②志願して労働配置を申し出た者、③緊急奉仕義務者、④戦時奉仕義務のある全国女子労働奉仕団員および自発的全国女子労働奉仕団員がいた。

国防軍の工場や事務所の全ての女性労働者と事務職は、1934年3月23日の公的事務所および工場の労働秩序に関する法律の第2条によると、「従業員」ということになる。彼女たちには公的管理賃金表に従って賃金が支払われた。戦時中における国防軍の従業員補充は、1939年9月29日の全国労働大臣の指示により、職安による一般仲介の方法によった。「奉仕義務」という手段は、「超域的埋め合わせを含めて、あらゆる可能性が尽き、国防経済上重要な工場と事務所で需要が適切に補えない場合」にのみ発動が許された。

すでに見てきたように、戦争が長期化するほど数多くの女性が軍の職場で働くようになり、リクルートの方法も多様化し、まちまちな労働規程や賃金規程が障害となった。とりわけ空軍女性補助員の場合、労働内容と賃金、退職一時金に関する同一条件は職場交代の前提条件だった。そもそも広く蔓延していた不満を解消するためには、労働・賃金規程の統一は必須事項だった。

「国防軍女性補助兵団」の設立はその切っ掛けとなった。兵団にまとめられたのは③と

④の女性たちである。これにより、国防軍女性補助員はこの時点で国防軍に対する関係が私法的でなく公法的関係となった。①と②の民間正規職として配置された女性職員は国家公務員であり従業員であり続け、取り違えを避けるために、職務名称として引き続き「幕僚女性補助員」を使った。「国防軍女性補助員」は従業員ではなかったが、従業員同様に「国防軍随員」に数えられた。なお、看護師、看護師補助員と介護補助員はドイツ赤十字に所属していたので国防軍随員には数え入れなかった。

1941年10月1日から戦時補助活動で国防軍の職場に配置された全国女子労働奉仕団員は、引き続き全国労働指導者の服務懲罰権下にあり、動員された職場での奉仕活動を除けば、全国労働奉仕団の監督・指導を受けた。1943年から防空業務、たとえば投光業務に動員された場合も、この法律上の地位に残り、全国労働奉仕団の制服を着用し、集団で奉仕活動を行った。1945年2月1日以降に国防軍に動員された全国女子労働奉仕団員は「国防軍女性補助員」という法律上の地位を得た。

(2)国防軍随員の法的位置と勤務規則・内容

国防軍随員に属するのは、兵士以外の、事務員、労働者、労働契約的性質をもった直接的雇用関係にあった補助員、雇用者から国防軍の奉仕活動に派遣された民間人、建設や修理会社に所属する人々のように国防軍と組織的な関係があり、軍の職位の直接的監督下で就労した民間人、国防軍に関連しているか国防軍の仕事のために動員された特定の連盟や組織のメンバーだった。外国人も随員になることができた。警察、鉄道、ナチ党など国防軍には組織的に依存することなく国家業務を果たす者は入らなかった。

国防軍随員は、国防法第21条によれば国防軍に所属した。しかし、国防法第1条7項によれば積極的兵役に就くことはなかったため、兵士の身分ではなかった。補助員は随員であった。

1907年10月18日の陸戦の法と慣習に関するハーグ陸戦協定への附則第3条、および1929年7月27日の戦時捕虜の扱いに関するジュネーブ条約の第1条によれば、国防軍の女性補助員はみな国際法の保護を適用されることになっていた。捕虜となった場合、戦時捕虜としての扱いを要求する権利を持っていった。ジュネーブ条約では、女性はその性に払われるべきあらゆる配慮をもって扱われなければならないと定められていた。戦闘に参加しなかった場合、制服を着用していたか、いなかったかは、戦時捕虜としての扱いの際、問題にはならなかった。しかし、補助員たちは軍の職場の身分証明書を携帯していなければならなかった。空軍の航空通信補助員や高射砲補助員のように、戦闘命令を仲介したり、部隊で武器や機器を操作する女性補助員は戦闘に参加したとみなされ、戦闘員に数えられた。制服を着用していない場合は、「ドイツ国防軍」と明記された黄色い腕章をし、戦闘

員証明書を携帯する必要があった。こうした取り決めがあったにもかかわらず、軍最高司令部は女性たちの退却に適切に配慮するよう命令した。ドイツ人女性が敵の手に落ちることはあってはならなかった。

彼女たちは儀式的誓いによって国防軍各部署に受け入れられた。すなわち、職場長あるいはその代理と握手し、「ドイツ帝国と民族の指導者アドルフ・ヒトラーに忠実、従順であり、自らの職務を良心的に私益を捨てて果たすことを誓います」と宣誓した。

女性補助員の労働時間は週 51 時間であったが、緊急時には無報酬で追加的に就労しなければならなかった。週 56 時間を超えてはならないという規則はあったが、実際にはもっと長く働いた部署もあった。国防軍女性補助兵団に所属する者は、従業員の労働時間に基づく賃金規定は適用されず、勤務時間は兵士同様、動員の必要性から生じた。「女性に適用される総労働時間の上限」だけは尊重されねばならなかった。また、成長期にある女子青年が疲労しやすい点も指揮官は指摘され、女子青年に対する労働保護規定を尊重することが求められた。

女性補助員には休養休暇を取る権利があった。既婚の補助員は、夫の前線休暇と同時に休暇を取れた。休暇に際しては、出張の際と同じ汽車の等級を要求できた。普通は 3 等で、国防軍の列車には女性専用車両が設置されていた。報酬グループが上位の者、女性指導者、正規看護師、女性監督者は 2 等を要求できた。戦時補助活動に就いた全国女子労働奉仕団員の場合は、全国労働奉仕団が往復旅費を負担した。

国防軍各部署および国防軍女性補助兵団の女性補助員、そして戦時補助活動の女子青年にも前線郵便代金を請求する権利があった。

女性補助員の中で最も多かったのは航空通信補助員であった。そこで、その仕事内容を少し詳しく見てみよう。

航空通信女性補助員はどの部隊にも 6,000 人以上が動員されており、1944 年春、空軍には 111,000 人の空軍女性補助員あるいは全国女子労働奉仕団員が任務に就いていた。彼女たちは聴音機、望遠鏡、距離・高度測定器、電信・電話通信、位置表示地図の光点記入・投光などの仕事をした。勤務様態は、航空通信本部や航空監視司令部などで 3 交代、一日 6～8 時間勤務した。しかし仕事時間の多くは待機だったので、その間はナチ国民奉仕団のための縫い物や衛生部のためのガーゼ巻きなどをしていた。位置表示地図への光点記入・投光とは、前者は、受け取った情報に基づき卓上地図に航路を書き込み、それを大きな位置表示地図に拡大する「光点記入係」で、後者の「光点投光係」は、入ってくる情報に基づいて、各自のレンズ鏡で敵機の数字、場所、方位、高度をガラス板に投影し、受け取った報告に応じて対象を追跡した。1943 年秋には、飛行物体確認から最終的な情報受信まで 1 分要しただけであった。また時速 750km で飛行する敵の偵察機を問題なく追跡でき

た。レーダー係に女性が就くことは当初軍内部に反対の声があったが、女性たちの能力は直ぐに証明された。以下に紹介するある航空通信女性補助員の報告は、彼女たちの勤務様態をイメージする助けとなるだろう。

航空通信女性補助員の仕事は、他の国防軍女性補助員の仕事とは決定的に異なります。戦時補助活動どころではなく、本当の意味で前線動員です。召集の日（早くも 1939 年 8 月 25 日に）から 1945 年 2 月まで、普通の意味での就業後の時間などありませんでした。監視と非番、緊急の監視、そしてまた監視と昼夜の区別なく絶えず交互していました。毎日そんな風でした。週日とか日曜とか祝日の区別などもありませんでした。この肉体的過重よりもさらに辛かったのは精神的な負担でした。報告の受信や伝達の際の不注意によるちょっとしたミスが重大な結果を招くことがありえたからです。そう、場合によっては大勢の人々の命が失われるのです。そう考えると、敵機が来襲して次から次へと報告が来ると、疲労困憊しているのも顧みずに集中しなければなりません。爆撃機が飛来しない時でも、妨げられずにいられるのは稀でした。高々度を飛ぶ数機の偵察機があれば、「静かな夜」であっても私たちは常に活動するのです。絶え間ない緊張と集中のため、女性と女子青年たちを頻繁に新しいメンバーと交代させる必要がありました。そうした厳しい試練に耐えられなかったからです。⁽¹⁹⁾

1944 年からは、航空通信女性補助員が戦闘機誘導将校を勤めることが頻繁になった。戦闘機誘導の任務をある女性補助員は次のように回顧している。「ある晩、私たちは 7 機の飛行機を撃墜しました。(…)それができたのも、私たちがすべてをととても迅速に処理したからです。戦闘機のパイロットは私たちをあてにできたのです。(…)パイロットたちが私たちの所に来て、実にうまく彼らを誘導したことに感謝してくれました。(…)するとその後はいつでもシャンパンです。7 機撃墜に乾杯って。彼らはシャンパンを持って来てくれたのです。」⁽²⁰⁾ (図 3)

(3)待遇

①食事と配給品

国防軍に動員された看護師や看護補助員とは異なり、国内の国防軍各部署の女性補助員は 1944 年まで部隊内給食には加われず、集団給食を受けるのが普通だった。給食金額は国防支部事務所によって決められた。集団給食の場合は、1.20 マルクに給食向上のために 0.10 マルクが加算された。勤務理由から集団給食を受けられず、補助員が自分で食事をする場合、国内は 2.10 マルクの現金補助を受けた。この方針は、1941 年 10 月から全国

女子労働奉仕団員にも適用された。一方、占領地域の補助員たちは部隊の給食に加わった。勤務理由から例外的に自分で食事を取らなければならない場合は、日に3マルクの現金補償を受けた。ちなみに、当時の牛乳1リットルの値段は0.23マルク、卵1個0.11マルク、ビール1リットルが0.75マルクだった。



図3 戦闘機誘導任務に就く女性たちとパイロットの間には次第に人間的絆が生まれた。動員された飛行場を訪れることで、女性補助員たちは自分の仕事がいかにパイロットの生命に責任があるかを感じ、また戦闘機の航行中の問題を学ぶことができた。

国内と国外での食事待

遇の違いは、1944年まで多くの不満を引き起こした。1944年4月には簡略化措置が取られ、国内外を問わず国防軍給食基準Ⅳに従って、国防軍から食事を供された。空軍の高射砲女性補助員は砲兵中隊所属であるため、国防軍給食基準Ⅲの請求権があった。北海の島に動員されると給食基準はⅡになった。ⅡとⅢの差は大きくなかった。一日のパンの配給量700gは同じ。Ⅱでは一日に砂糖35g、週に精肉800gに対して、Ⅲでは砂糖30g、精肉680gだった。高射砲女性補助員は日に0.5リットルの脱脂乳の請求権があったが、Ⅳでは0.2リットルだけだった。敵機飛来の際に動員されると、1944年中頃から高射砲女性補助員全員に20gの純ブドウ糖と30gの砂糖菓子の配給があった。

女性補助員は全員、毎月石鹼1個と洗濯用のソーダ石鹼半分を受け取った。靴クリームは将校と同基準量使用できた。そのほか、毎月ヘアカーラー1個、ヘアピン1個、ヘアクリップ1個が支給された。

アルコールは兵士と同量受け取った。しかし、兵士に権利のあるタバコの割当量は国防軍女性補助員にはなかった。25～50歳の国防軍女性補助員には軍隊内購買品として紙巻きタバコ、葉巻、葉たばこを喫煙切符と交換することが許された。その量は兵士の半分だった。25歳以下の国防軍女性補助員で喫煙切符を受け取れたのは、軍事郵便番号を持った国防軍所属者の妻あるいは姉妹であるか、夫か未婚の兄弟がイギリスないしアメリカの戦時捕虜となっている場合のみだった。

②宿舎

国内では、自宅通勤が不可能な場合は大抵が下宿で、占領地域では女性補助員がグループで宿泊可能な家屋が接収された。1941年末、空軍は国内においても同じ業務を果たす

女性たちを一つの宿舎に集める「女性用キャンプ」の設営を提案したが、実現は困難だった。宿舎不足も理由の一つだったが、多くの女性が既婚あるいは未婚でも自宅の家事を行うために自宅通勤を放棄できなかったからだ。1941年末に国内の空軍に勤務していた34,600人の補助員のうち、共同宿舎に住んでいたのは6,500人だけだった。一方、陸軍は通信女性補助員の導入直後に宿舎での宿泊を決定した。彼女たちは主に占領された外国に配置されたからだった。

1940年春に建設された国内初の女性用共同宿舎は次の通りだった。1人6㎡、2段ベッドで4人部屋、4人に流し台1つ、10人にトイレ1つ、15～20人にシャワーまたは湯船1つ、1人1㎡当たりの食事室と滞在室、洗濯用小部屋、ラジオ1つ、日刊紙数紙。

1942年6月22日、国防軍最高司令部は「女性の、とくに外国地域における宿泊施設に関する方針」を公布し、国防軍各部署で異なる女性補助員の宿舎に関する規定を統一した。重要な点は、宿舎の「兵舎化」を防ぎ、「家族共同体」の場となるよう配慮することだった。ナチ女性イデオロギーを反映して、寮規則の内容も表現も兵舎の規則を感じさせてはならなかった。そのため、寮の規則を作成する際には、女性の視点によって女性寮の指導と運営が維持されるよう、全国女性指導者に指名された女性地域委員が参画した。

補助員たちのベッドには年間を通じて毛布が2枚、駐屯地の医師の指示によって冬は3枚が支給された。寝具のシーツ、枕カバー、布団カバーは毎月交換された。

③俸給

国防軍各部署によって、また年齢、職位、国内・国外によって俸給には差があったが、陸軍と海軍では1941年4月1日に、それまで別々の勤務環境にいた補助員全員の俸給を統一し、空軍は1942年中頃にそれを行った。

占領地域の全ての女性補助員は、その時点から無料の食事と住居のほかに、60マルクの「動員追加手当」を受け取った。賃金報酬は当該の駐屯地会計課から本国に住む受取手に支払われた。動員追加手当は、勤務地の事務所あるいは会計係から補助員に直接支払われた。このやり方は外国に駐屯する兵士に対するのと全く同じだった。「奉仕義務」のある者が家族から離れる必要がある場合には週ごとに19マルクの「別居手当」が支払われた。「奉仕義務補助金」は、労働収入が以前の税込み所得を超えなかった者全員に支払われた。12か月の外国における任務遂行後には奉仕義務者に月26マルクの「忠誠金」も支払われた。奉仕義務補助金と忠誠金は給与ではなく、それゆえ所得税の対象にはならなかった。

1941年10月から国内の国防軍事務所等に動員された戦時補助義務のある全国女子労働奉仕団員たちは、その職場から毎日0.50マルクの小遣いを受け取った。宿泊所から勤務地まで3km以上離れていて、国防軍の自動車による無料の送迎がない場合、公共交通機関利用代金も支払われた。宿舎も食事も要求しなかった場合は、1.75マルクが支払われた。

④医療

病気や休暇、命令による女性補助員の離職率は、男性と比較して非常に高く、実員の14～25%に上った。病気と妊娠で月1～3%の補助員が抜けた。1944年は空軍だけでも12,000人が退職した。全国女子労働奉仕団員の多くが、厳しすぎる高射砲業務を逃れるために、病気を口実に全国労働奉仕団のキャンプへ送還されるよう試みた。よく口実になったのは、リューマチと下半身の病気だった。全国労働奉仕団指導部は、送還は負傷と急性の病気の場合だけであると繰り返し周知しなければならなかった。

妊娠中と授乳期の補助員には、1942年5月17日の就労する母親保護法（母性保護法）が適用された。母子の生命と健康が危険に晒されていると医師が証明すると、妊娠中の補助員に就労の必要はなかった。出産6か月前には妊婦の要求により、いかなる労働からも解放された。妊娠中の女性を20～6時の時間帯に労働させたり残業させたりすることは禁止されていた。週末と祝日の勤務は、週日に少なくとも夜間の休息を加えて24時間の休みが一度与えられた場合のみ許された。国外の補助員の妊娠が確認されると、遅くとも5か月になるまでに国内の勤務地に移動させねばならなかった。

出産後も就労を希望する場合は、空軍では派遣された職場を保持して休暇を取ることができた。外国の派遣地に留まる場合は、この期間中、派遣報酬の三分の一から六分の一の補償を受けた。未婚の母に対してはこの規則は例外的にしか考慮されなかった。しかし、陸軍はこの扱いを違法とみなし、そうした区別は設けなかった。

ドイツの母性保護法はイタリア、クロアチア、スロバキア、スペイン、ハンガリー、デンマーク、オランダ、ノルウェー、ルーマニア、スウェーデン、スイスの国防軍随員にも適用された。東部の女性労働者は出産前2週間、出産後6週間の保護しか受けられなかった。既婚か未婚かの間に差はなかった。

⑤勤務監督と指導

空軍、陸軍、海軍の国防軍各部署での女性補助員の勤務監督と指導は、職場長の任務を任された将校に委ねられた。軍隊という職場で女性を指導することは、そう簡単ではなかった。男性上官の主たる過ちの一つは、女性に対しても軍隊方式で臨んだことだった。その結果は、頭痛、失神、仮病、めそめそ泣く、大声を立てる、窒息の発作などだった。そのため、「親切に、そして落ち着いていれば、女性に対して非常に多くのことが達成できる」⁽²¹⁾といった助言や警告が出された。とりわけ若い将校に失敗例が多かったため、戦争の後半では、すでに家族を持ち、市民生活、これまでの就労生活、学校などですでに女性と職業上の経験がある比較的年齢の高い将校が国防軍女性補助員の指導者として選ばれた。

空軍と海軍では航空通信女性補助員の階級は次のようだった。航空候補者、補助員、上級補助員、最高補助員、指導員、上級指導員、最高指導員、幕僚指導員。陸軍も呼称は異

なるが、同様な構成だった。空軍と海軍の職場に動員された女性補助員は次のように組織された。活動分隊（最高補助員1人と補助員8人）、活動小隊（指導員1人と2～4の活動分隊）、活動僚友団（上級指導員1人と2～4の活動小隊）。呼称は異なるが、陸軍も同様な組織構成だった。

共同宿舎が設立されると、寮長として少なくとも50人の補助員に対して1人の最高指導員が当てられた。指導員には補助員たちに教育的影響を及ぼすことが期待されていたので、成熟した性格、積極性、高い教育（高い学校教育ないし大学卒であることが基本条件）と研修、広い知識、豊かな人生経験を持つ人物が想定された。家庭を持つ女性は、指導員として適切とはいえなかった。自分のもてる力をすべて仕事に向けることが求められたからである。空軍は戦時中、補助員・指導員養成のために、クロイツナッハに空軍女性指導者学校を設立した。約60人の候補者コースでは、技術的勉強のほか、組織、編成の役割など一定程度の空軍の軍事的知識についての授業を受けた。期間は9か月だった。陸軍通信業務の下級指導員と指導員は、少なくとも3か月間動員能力があることを証明したのち、ギーセンの陸軍通信学校でさらに養成された。

昇進は、能力証明と勤務期間に拠った。能力証明は、僚友団指導者による候補者の評価だけに基づくわけではなかった。下層階級出身の女性が、学歴があつてきちんとした補助員の昇進を妨げるケースがあつたらしい。そのため最終決定は、客観的に個々の候補者を判定できると考えられた部隊長が下した。

⑥女性らしさ、余暇

1940年に初めて制服を着た女性補助員たちが占領地域に派遣された時から、イデオロギーの危険な綱渡りが始まった。補助員たちの指導に関する措置は、「女性的なやり方に沿う」ようにすべきで、「国防軍の領域で特にありがちな女性の軍事化へ導くことは絶対にあってはならない」ことだった。後にもヒトラーは繰り返し、女性兵士というものは、女性についての国民社会主義の理解には合致しないと強調した。女性補助員の働きは、それゆえ「国民的名誉活動」と解釈し直され、外国では「占領地域でドイツ人女性の名声を代表する」という「追加任務」まで帯びた。

彼女たちは余暇をどのように過ごしたのだろうか。1週間に一度は共同室で、自分たちで企画した「寮の夕べ」が開かれた。（図4）プログラムは歌、演奏会、手芸（例えば兵士のソックスの繕い）、時には講演会などだった。楽器、特にハーモニカとアコーディオンはどの女性寮にも備えられており、スポーツ器具と同じく職場から提供された。この企画の意義は、女性たちが僚友の中で気持ちよく感じ、内的不満や退屈から仲間の輪から外れて、好ましくない気分転換や冒険を求めることを防止することにあつた。宿舎には普通、小さな図書室が設置され、そこには服務規程、勤務指導や職場に関わる通達書が備えられ



図 4

ていた。新聞・雑誌では、党の機関誌「民族の監視者」と地元紙の他に「ドイツ女性新聞」*Deutsche Frauenzeitung* と雑誌「ナチ女性展望」*NS Frauen Warte* を読むことができた。その他、グラビア誌が1、2冊あった。グラビア誌や新聞の数は、動員された補助員数に従って決められた。占領地域では余暇企画のための経済的援助があった。10～20人の寮で月26マルク、20人以上は50マルクで、ゲームやスポーツの器材、書籍購入やハイキングに当てられた。

女性たちの指導は、1941年8月4日にドイツ労働戦線に依頼された。しかし、1942年5月12日の党官房長の指示で、ドイツ労働戦線は「工場における指導」に限定され、「勤務時間外の指導」は全国女性指導部 *Reichsfrauenführung* の仕事となった。女性寮の指導、特に寮規則作成の方針はそれ以降、全国女性指導者の地域代理人と国防軍の役所によって取り決められた。寮指導者は全国女性指導者の地域代理人の合意があって初めて配置許可が下りた。寮における女性の指導が女性の視点で行われるよう、講習会はナチ女性団が行った。

⑦制服

1940年に初めて女性の占領地域勤務が開始された時、制服の着用についてはまだ決まっていなかった。当時外国へ派遣された多くの女性たちは国防軍女性補助兵団設立まで、制服を着ることなく国防軍の事務所で働いていた。トラック業務に就く時だけは制服を手渡された。国防軍の自動車や飛行機輸送には制服の着用が絶対に必要だったからである。

航空通信女性補助員だけは、戦闘員の地位を保証するために1940年中頃には統一して制服を着用した。

1942年夏に陸軍が幕僚女性補助員を組織し、制服化を準備する最終段階に入って、紡糸原料の節約を理由に、国内の女性補助員の制服禁止というヒトラーの指示が出された。外国に動員された女性補助員の制服化は別として（図5）、国内では必要があれば勤務服



図5 占領地域に駐留した通信女性補助員たちには、特に規律ある態度が要請された。女性兵士というイメージをできる限り長くカモフラージュしようとした国内とは異なり、外国に動員された女性補助員たちは当初から制服を着用した。

は供与されたが、その他は民間服を着用するという内容だった。指導者ポストの上級および最高女性補助員だけは制服を許された。国内で動員中に制服の着用を許された国防軍での唯一の女性たちは、全国女子労働奉仕団員だった。彼女たちは全国労働奉仕団の制服を着用した。

制服問題は、1945年2月1日の国防軍女性補助兵団設立の際に再浮上した。国際法上の理由から、国防軍女性補助員は制服を着用

しなければならないと考えられた。それに、規律を徹底させるという理由も加わった。国防軍最高司令部は1945年3月4日に、制服の導入を決定した。空軍はこの布告を待たず、1945年1月3日の空軍の国防軍女性補助員服務命令の中で、ブラジャーからベルトまで、寝間着から部隊帽に及ぶ制服に関わる36品目を決定していた。

⑧刑法と軍規

国防軍各部署の女性補助員たちは軍事刑法典と国防軍懲戒刑罰規定に服していた。懲戒刑罰は次の義務違反に下された。服務義務違反、守秘義務違反、就労秩序違反、勤務外不良行為である。一方、懲戒措置の種類としては、3日以内の外出制限、警告、戒告、給料の六分の一までの罰金、4～7日の外出制限があった。寮指導者は、唯一の措置として、「3日以内の外出制限」を言い渡すことが許された。その他の措置は職場長である将校の権限だった。

戦時補助活動義務のある全国女子労働奉仕団員は、全国奉仕団の徽章を付けている限りにおいて、団員に対する全国労働奉仕団服務刑罰規定に従った。

女性補助員の不法行為が多かったのは、盗み、他人の郵便物の開封、嘘をつく、だった。

⑨評判

国民社会主義の組織は原則として男女別だった。戦争に強いられて男女はそれまでになかった規模で仕事場で一緒に働くことになった。国民社会主義の「母性と母」の女性イデ

オロギーは、民間経済においては全体として女性労働者を皮肉や嫌がらせから守ってくれた。社会関係が変わらないまま出身地で戦時奉仕活動に動員される場合も問題はなかった。しかし、未婚で国防軍に動員され、家族のバックアップや保護を一瞬にして失った女子青年たちは、男性社会の中で、その粗野な調子にショックを受け、逃げることのできない男性社会におけるさまざまな障害を乗り越えなくてはならなかった。

国防軍で働く女性たちは一般に好奇の目で見られた。それは、「将校のベッド」、「兵士の尻軽娘」、「電撃娼婦」といった女性補助員に対する国民の呼び方に反映していた。多くは、男性の世界に女性が入ったというイメージから生まれる根も葉もないものだった。しかし、一般に広まった女性補助員に対する評判のため、リクルートが難しくなっていることが労働動員庁から報告されると、国防軍は補助員の評判を上げるよう努めた。しかし、国防軍の女性補助員に対する悪意に充ちた噂を広めているのはユダヤ人や敵だという国防軍の主張を人々は嘲笑した。そこで、国防軍最高司令部は、外国に配置された女性補助員にとりわけ厳しい規則を与えた。宴会、多量の飲酒、大声を発する、路上での腕組み歩行の禁止。宿舎では、23時以降の外出禁止、公的な場所での喫煙（タバコの配給はなし）や制服でのダンスは禁止された。カジノへ出かけること、兵士と親称“du”で呼び合うことの禁止。食事は男女別。マニキュアなど厚化粧に対する警告。（兵士との恋愛関係を回避するため）一年ごとの配属替えが行われた。一方、兵士に対しては、責任意識やナイト精神に訴え、女性補助員が同僚の婚約者、姉妹、妻であるかもしれないことに注意を向けさせた。女性補助員の性格を見極めるため、最初の3か月は見習い期間が置かれた。モラルの劣る人材は即刻解雇された。

V 戦争末期

敵の制空権が圧倒的となった戦争末期の数か月は、敵の低空戦闘機は航空監視所や機器配置場を狙った。航空機の位置測定や航路把握はこの時期に至っては意味がなかったし、高射砲が攻撃できたのは、わずかな数の敵機だけだった。（図6）それでも、ほとんどの女性たちは自分の持ち場を離れなかった。ようやく1945年3月に航空監視や高射砲の男性占領軍が非常部隊にまとめられた時、女性補助員たちもそのポストを離れた。戦争末期の数か月間に女性補助員たちと関わった国防軍の将校たちは一致して、1945年の混乱の中で女性たちの態度が模範的であったと証明している。⁽²²⁾

1945年4月6日、故郷が敵の攻撃を受けていない女性補助員は、3か月分の給料の前払を受けて除隊が許された。女性補助員全員の除隊は5月7日に命じられたが、戦後の除隊については戦勝国の仕事となった。これは直ちに始められたが、国防軍首脳部の女性補助員だけは休戦条件が実行されるのを手伝い、彼女たちの多くはさらに証人として必要と

された。

ところで、女性の軍事動員が退却の際にいかほど危険であるかが明らかになったのは、すでに1944年の夏のことだった。1944年8月と9月、南アフリカに侵攻した連合軍からの撤退の際、何百人もの国防軍女性補助員が連合軍に殲滅され、行方不明の女性数を把握することもできなかった。また、南フランスからの大あわての退却では特に多くの女性補助員が連合軍の捕虜になった。ルーマニアからも無事に戻って来られたのは、わずかな人数だった。1944年夏のこうした体験から、21歳以下の女性補助員は全員1944年9月30日までに占領地域から解雇されることになり、8,000人が本土に戻された。女性補助員の適切な撤退については、危機が迫った時は個人の責任で分隊の持ち場長が行うよう

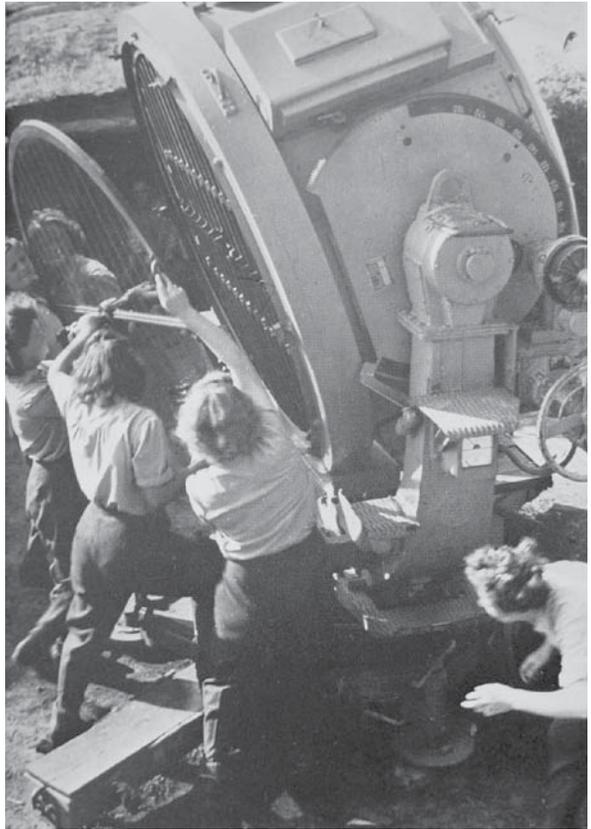


図6 投光機を操作する高射砲女性補助員たち

にという命令が出た。しかし、分隊は男性兵士を前線に送るために女性補助員にますます重要な役割を与えることを余儀なくされた。出動準備が妨げられないためには、危険な戦闘といえども専門家や暗号解読係を解雇できなかった。女性補助員を早めに解雇して後方に送り返せば、敗北主義あるいは臆病を理由として軍事法廷での訴訟に脅かされることになった。補助員を任務に就かせたまま、もし彼女たちが捕虜になれば、命令違反の弁解をしなければならなかった。そうした中で、多くの将校が補助員たちを思いやって前者を選択した。

しかし、本国への帰還途中でどれくらいの数の女性補助員が死亡したかは今もって不明のままである。南ウクライナで部隊が降伏する時、約1,500人のドイツ人女性が赤十字看護師あるいは国防軍補助員として動員されていた。1944年8月24日に250人の女性は鉄道でウィーンに向かい、250人は飛行機に乗った。その内何人がドイツに辿り着いたかは分かっていない。当時は数多くの飛行機が撃墜され、列車はユーゴスラヴィアのパルチザンに止められた。残りの女性たちはブカレスト近郊の女性収容所に集められた。1944年

11月には約1,000人いたが、1945年1月11日に病人を除いて貨車に乗せられ、ロシアの強制労働収容所へ送られた。強制労働期間を生き延びた女性はほとんどいなかった。東プロイセンに動員された空軍連隊260と261の空軍女性補助員1,000人は、1945年1月上旬にケーニヒスベルクの集合施設から西に向かって行進を始めたが、その消息は途絶えた。バルカン半島から戻った女性補助員もわずかしかない。南東部で捕虜となった女性補助員は、とりわけチェコとユーゴスラヴィアで勝者の酷い復讐に晒された。チトーのパルチザンとソ連軍にベオグラードが占領された際、何百人もの女性補助員と赤十字看護師が捕虜となったが、彼女たちは強姦されたうえ、射殺または絞殺、あるいは溺死させられた。東部の国防軍女性補助員は民間人と共に拉致され、その足跡は消えた。

ドイツ人女性民間人のソ連の強制労働収容所への移送は1945年4月中旬にほぼ終了した。ポーランド人によって捕らえられたドイツの民間人は数十万人であったが、女性の割合は分からず、女性補助員の数についてはなお分からなかった。ソ連の女性労働収容所の生活条件は厳しく、飢餓や寒さで死亡率は高かった。行方不明の女性や女子青年の捜索機関、ビーレフェルト近郊にある「ベートル」は、国防軍随員だった女性約25,000人がソ連に連れ去られたと推測した。⁽²³⁾ 1945年3月1日に東部前線には170師団、南東部前線には22師団が配置されていたことから、この数字は高すぎることはないと考えられている。西側連合国は国防軍随員を戦時捕虜として扱ったが、ソ連は戦時捕虜に数えなかった。したがって、たとえ国際赤十字が戦時捕虜収容所を視察できたとしても、そのチェックから漏れてしまっていただろう。ソ連は1929年のジュネーブ戦時捕虜協定参加国ではなかったから、自国の収容所訪問を許可することもなかった。

おわりに

国防軍に志願して、あるいは義務付けられて動員された女性たちは国防軍の「補助員」と呼ばれた。しかし、彼女たちは、男性兵士の仕事を補助したのではなく、前線に赴く男性兵士の仕事をそのまま引き受けたのである。「補助員」という呼称は、そうした事実の認識を妨げる。ナチスの女性イデオロギーはそれを意図的に行ったのである。女性は常に男性の補助者でなければならなかった。ましてや軍隊という「男性の聖域」においてはなおさらだった。さらに、この呼称によって、女性の仕事内容に対する過小評価、携わる仕事が危険のないものであるとの印象を与えようと努めたのである。

この建前と現実の矛盾は女性自身の中にも根を張っていた。かつての国防軍女性補助員たちにインタビューを行ったベッティータ・ブルームは、「女性兵士だったと思いますか」の問いに否と答えながらも、軍隊用語を使用し、男性兵士と自己同一化して当時を回顧する彼女たちの発言を報告している。⁽²⁴⁾ 戦争は、戦前には女性が求めることのできなかった

活動の場を広く開放した。農村で、軍需工場で、そして軍隊においても。戦争という苦しい環境の中であって、彼女たちは自分たちの能力と可能性、そして自立した意志を持つことを学んだ。農園を女手一つで切り盛りし、工場で指導職に就き、国防軍に志願して命を賭して国防に就いたのだった。母性主義イデオロギーは相変わらず建前として存在したが、現実にはナチスのジェンダー秩序は瓦解していた。男性にとっても同様だった。理想的男性像はもはや全く機能しなかった。男性の聖域である軍隊においても女性の力を頼り、空爆から故国を守れず、戦争末期には守るべき「弱き者たち」が陵辱され殺害され、拉致されるのをどうすることもできなかった。おびたしい数の戦死者、戦争を生き延びた帰還兵たちは罹患し、障害を負い、男性は敗戦の屈辱に打ちのめされた哀れな存在となった。戦後の瓦礫のなかで、国の再建のために瓦礫を一つ一つ片付け始めたのは女性たちだった。

もう一度最初の問いに戻ってみよう。イギリスの女性兵士の規模と勤務内容とほとんど変わらなかったドイツの国防軍における女性補助員は、戦後なぜこれほどまでに忘れられてしまったのだろうか。行方不明となった補助員たちの搜索は続けられたのだろうか。

戦勝国に対して被害の追究をすれば、敗戦国ドイツにはホロコーストの事実が突きつけられた。女性補助員に関わる悲劇の多くは「鉄のカーテン」の向こう側で起こり、情報収集は事実上不可能になった。ナチスの罪を西側に負わせた東ドイツにしても、ソ連の大兄にその罪を問い正すことはできなかった。W. G. ゼーバルトは、「大多数のドイツ人が嘗めた破壊の最終章におけるもっとも暗澹たる部分は、(…) 恥ずべき、一種のタブーとも言える家族の秘密と化し」、自分自身にすら打ち明けられないものになった、と過去に対するドイツ人の沈黙について指摘する。⁽²⁵⁾ 完膚無き敗戦を前に、羞恥心と自尊心から人々は自らの過去から目を背けたのだろうか。戦後の西ドイツは、振り向くことなく国家再建に邁進した。1955年、西ドイツは再軍備を認められ、主権を回復した。経済復興も順調に進んだ。

東方外交を展開したヴィリー・ブラント首相は1970年、ワルシャワのユダヤ人ゲットー跡で跪き献花した。その姿の中に、ホロコーストを引き起こしたナチズムへの反省こそが戦後ドイツに要請された、過去との取り組みであったことが象徴的に表れている。国防軍女性補助員たちは、第二次世界大戦のナチスと関わるほかの出来事とともに、ドイツ人が回想を拒み封印しなければならない出来事の一つだったのでないか。国防軍の女性補助員たちに関する忘却の始まりはここにあるのかもしれない。

冷戦が終結した90年代には、共産主義体制への反発から東欧の国々から第二次世界大戦中や終戦直後の新事実が提出され、これまでの歴史理解に修正が加えられもした。ドイツ統一後のベルリンで、ソ連によるドイツ人民間人拉致の問題をテーマにした展示会が催された。今世紀に入って、国防軍女性補助員に関する論文も発表され始めている。しかし、

それはもはや戦争体験者によるものではなく、若い世代が先の世界大戦で一体何が起こったのかジェンダーの視点から明らかにしようとする欲求の表れに他ならない。

(本論は、平成 21 年度～ 22 年度 日本学術振興会 科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究 研究課題番号 21652019「第二次世界大戦下の大衆メディアにおけるジェンダー・民族表象の国際比較」(研究代表者 加納実紀代)の研究の一部である。)

註

- (1) *NS Frauen Warte*. 1. Oktoberheft 1935 (4. Jahrgang 8. Heft), S.238.
- (2) 上野千鶴子「軍事主義とジェンダー」、『軍事主義とジェンダー 第二次世界大戦期と現在』インパクト出版会、2008 年、122 頁参照。上野は、その著書『ナショナリズムとジェンダー』で女性の戦争参加の二類型を「分離」と「参加」としたが、この対概念の場合、「分離」では戦時活動に加担していないと取られる恐れがあることから、その後、「参加」を「統合」に改めている。
- (3) Westenrieder, Norbert: *Deutsche Frauen und Mädchen! Vom Alltagsleben 1933-1945*. Düsseldorf 1990, S.121.
- (4) イギリスについてのデータや情報については、Seidler, Franz W.: *Frauen zu den Waffen? Marketenderinnen · Helferinnen · Soldatinnen Geschichte und Bestandsaufnahme*. Koblenz / Bonn 1978, S.291-302 参照。
- (5) 註(3)参照。
- (6) Hagemann, Karen: “Jede Kraft wird gebraucht”. Militäreinsatz von Frauen im Ersten und Zweiten Weltkrieg. In: *Erster Weltkrieg / Zweiter Weltkrieg. Ein Vergleich*. Hrsg. v. Bruno Thoß und Hans-Erich Volkmann. Paderborn (Schöningh) 2002, S.79-106 ; Blum, Bettina: “Einen weiblichen Soldaten gibt es nicht.” Helferinnen der Wehrmacht zwischen männlichem Einsatz und ‘fraulicher Eigenart’. In: *Ariadone* 47, 2005, S.47-51.
- (7) Gersdorff, Ursula von: *Frauen im Kriegsdienst 1913-1945*. Stuttgart 1969 ; ザイドラーについては、註(4)参照。
- (8) 1913 年に 11 万人だった女性就労者数は、1918 年時点で軍需工場の就労女性数は 70 万人になった。しかし、1918 年にもなると、健康被害や精神的抑鬱状態のため労働意欲は低下し、愛国的労働義務という考え方は力を失っていた。
- (9) Gersdorff, S.39 参照。
- (10) 1942 年 4 月から 10 月の第 2 年度の動員配分については、全国労働奉仕団指導者コンスタンティン・ヒールルが逼迫する軍需産業からの強い要請に譲歩したため、その年度の 60% にあたる約 27,000 人の女子青年が軍需工場に動員された。そのほか、国防軍には 13% のみ、11% が病院の空席を埋め、5% がナチ国民福祉事業団で活動した。官公庁に動員された 11% の大半は鉄道と郵便局で奉仕義務を果たした。Seidler, S.50 参照。
- (11) 1945 年 2 月は実際には募集と動員、退却と送還が入り乱れる混乱した時期で、国防軍女性補助兵団が統一的組織として機能することはありえなかった。敗戦直前の 1945 年 4 月 16 日に、非現実的な官僚主義によっては全く意味をなさなくなっていた国防軍女性補助兵階級章の厳密なランク付けに関して陸軍の命令が出された。
- (12) まとめるに当たっては、主として Seidler, S.59-76、および Seidler, Franz W.: *Blitzmädchen, Die Geschichte der Helferinnen der detuschen Wehrmacht*. Koblenz / Bonn 1996, S.11-14 を参照した。
- (13) 国防軍の女性補助員は、1942 年夏から統一して通信業務に携わる者を「通信女性補助員」

Nachrichtenhelferinnen、事務職を「幕僚女性補助員」Stabshelferinnen と呼んだ。のちに高射砲補助員やトラック運転手として勤務した者は「部隊女性補助員」Truppenhelferinnen と呼ばれた。

(14) Westenrieder, S.120.

(15) Seidler: *Frauen zu den Waffen*, S.70.

(16) Westenrieder, S.122.

(17)ボルマンの 1945 年 2 月 28 日の覚書。Westenrieder, S.122 参照。

(18)まとめるに当たっては、主として Seidler: *Frauen zu den Waffen*, S.77-152および Seidler: *Blitzmädchen*, S.15-25を参照した。

(19) Westenrieder, S.114.

(20) Blum, S.47.

(21) Seidler: *Frauen zu den Waffen*, S.120.

(22) Seidler: *Frauen zu den Waffen*, S.166.

(23)戦争末期に国防軍女性補助員が巻き込まれた混乱については、特に Seidler: *Frauen zu den Waffen*, S.168-174 参照。

(24) Blum, S.47f. 参照。

(25) W. G. ゼーバルト (鈴木仁子訳)『空襲と文学』白水社、2008 年、17 頁。

図版出典

図 1 : *NS Frauen Warte*, 11. Jg. H.12

図 2 : *NS Frauen Warte*, 12. Jg. H. 8

図 3、4、5、6 : Seidler : *Blitzmädchen* (註(12))、S.131、S.88、S.81、S.139